

1. 件名 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 (常陽) の新規制基準適合性審査に関する面談について
2. 日時 : 令和2年9月10日 (木) 11時00分~11時30分
3. 場所 : 原子力規制庁9階耐震会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門
小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、佐藤主任安全審査官、中村主任安全審査官、永井主任安全審査官

日本原子力研究開発機構 建設部 次長 他4名※

日本原子力研究開発機構 高速実験炉部 高速炉技術課 課長 他2名※

日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部

安全・核セキュリティ推進室 技術主幹※

※テレビ会議システムによる出席

5. 要旨

- (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (以下「JAEA」という。) から、本年9月4日に開催された第370回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合における指摘事項について、本日提出資料に基づいて、それらの趣旨の確認があった。
- (2) 原子力規制庁から、指摘事項の内容に係る認識を相互で確認し、誤字、文言等の適正化を求めるとともに、提出資料の内容について、審査会合における指摘の趣旨を踏まえ、以下の点に留意するよう求めた。
 - 敷地の地質・地質構造における、M1段丘堆積物と下位の東茨城層群との境界については、層序区分として当該境界を設定した根拠及び敷地内において当該境界を判断した根拠を明確に説明すること。また、当該境界を判断する際に、礫層について、海成の礫と河成の礫との区別をどのようにしているのか説明すること。

(3) また、原子力規制庁から、以下の資料の適正化についても求めた。

- 敷地の地質・地質構造における地質断面図については、さらなる明確化のために、ボーリング孔が断面図上にあるとみなせるものか、それとも、近傍のボーリングを投影したものが分かるように工夫を加えること。また、修正した地質断面図については、基準地震動の策定に関する資料にも反映すること。
- 基準地震動 S_s の策定に関する資料においては、標高標記と地表からの深度標記とが混在しており、できる限り標高標記に統一すること。

(4) JAEAから、審査会合における指摘事項の趣旨は確認できたこと、また、コメントリストについては修正したリストを次回ヒアリング等にて提示する旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 大洗研究所（常陽） 地震・津波等に関するコメントリスト